

学校給食費補助金額の変更について

えりも町では、町立学校に在籍する児童生徒の学校給食費を負担する保護者に対し、年間給食費に対する半額補助を平成30年度から実施してきました。

各家庭においては、昨今の物価高騰等により家庭負担が増加しているかと思います。そこでこの度、町としてより一層、保護者の教育費の負担軽減を図るため、令和7年度から補助金額を変更します。

補助金額は、**第1子は半額補助、第2子以降は全額補助**となります。

具体例は、次のとおりです。



例① 兄弟に高校生がいる場合



第1子 高校生
算定対象外



第2子 中学生
半額補助



第3子 小学生
全額補助

例② 兄弟が小中学生のみの場合



第1子 中学生
半額補助



第2子 小学生
全額補助

例③ 兄弟が同じ学校にいる場合



第1子 中学生
半額補助



第2子 中学生
全額補助

ただし、次のかたは補助対象外となりますのでご了承ください。

・要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助費の補助を受けているかた

交付手続きについて

町から各給食会計へ補助金を交付しますので、**保護者の皆様の手続きはありません。**

町



各給食会計に補助金を交付

学校



保護者



保護者負担分を支払い
(年間給食費－補助金額)

